

時期		共通事項	授業		研究	学生の課外活動
			講義	演習・実習		
緊急事態宣言下	4/7-4/12	3密を避ける 人との接触を8割減	原則としてオンライン授業のみ実施		原則、在宅勤務とし、教育・研究の継続に必要な場合に許可申請により認める	活動の禁止
千葉県休業要請下※	4/13-5/30					
千葉県警報発令※						
緩和ステップ1 5/25 - 6/18						
緩和ステップ2 6/19 - 7/9	6/1-7/31	3密を避ける 人との距離の確保 マスクの着用 手洗いなどの手指衛生	原則としてオンライン授業のみ実施	極めて限定的な一部の科目について対面授業実施	在宅勤務を基本とするが、教育・研究の継続に必要な場合は研究室等の利用を認める	許可申請の上、一定の基準を満たし、安全配慮を含む感染防止対策が十分であると判断した団体については、活動再開
緩和ステップ3 7/10 - 7/31						
緩和ステップ4 8/1-8/31						
移行期間後 9/1以降	8/1-		原則としてオンライン授業を継続するが、社会情勢も考慮しつつ一部科目の対面授業実施			
			3密回避の上で実施可能な科目は対面授業実施		基本的な感染対策を実施の上で平常化	

※首都圏における同等の発令を含む場合があります。

* この活動再開方針は今後の状況に応じ、随時見直しを行います。